

マイロード登録者制度要綱

1. 目的

道路状況の実態について、情報の収集ならびに提供を迅速にかつ的確に把握するため「マイロード登録者制度」を設置し、県民との協働による安心して通れる道路施設の管理を図り、道路交通の安全と円滑化に資することを目的とする。

2. マイロード登録者の選定

マイロード登録者は、次のいずれかの条件を具備する個人または団体のうちから選定する。

- 1) 中学生以上で、おおむね週4日以上指定された区間を通学通勤等で通行し、電話等による速やかな連絡が出来るもの。
- 2) 道路愛護活動事業を活動中の団体で、電話等による速やかな連絡が出来るもの。
- 3) 琵琶湖エコフオスター事業を活動中の団体で、電話等による速やかな連絡が出来るもの。
- 4) 営業等で定期的に指定された区間をおおむね週4日以上通行し、電話等による速やかな連絡が出来るもの。

3. マイロード登録区間

マイロード登録者は、県の管理する道路のうちで、通行し、交通安全上の支障部を探索し、発見した場合に連絡出来る区間を選択し、土木事務所長と協議の上、登録区間を決定する。

また登録区間は2 km程度とし、区間内に複数の登録者が重複しても差し支えない。

4. 登録者の委嘱

土木事務所長は、業務の遂行に適切な個人または団体とその登録区間を選定し、推薦の上、知事が委嘱し、登録するものとする。

5. 登録者の職務

マイロード登録者は、登録区間において、通行時に路面の穴ぼこや側溝蓋の破損などの交通支障や、標識や案内板の破損等を確認した場合、速やかに土木事務所長に連絡を行うものとする。

6. 登録者への謝礼

マイロード登録者に対する謝礼は、支払わないものとする。

7. 登録者の活動期間

マイロード登録者の活動期間は、2年を原則とする。ただし、活動を継続することができる。

8. 講習会の開催

土木事務所長は、活動に先立ちマイロード登録者講習会を開催する。

9. 表彰制度

4年間以上マイロード登録者制度の活動に、熱意を持って取り組まれた個人および団体に対し、別途知事表彰要領により知事からの感謝状を贈ることが出来る。

10. その他

- (1) 参考となる情報事務ならびに提供に関する資料は、随時マイロード登録者に提供する。
- (2) マイロード登録者制度の運営事務は、滋賀県土木交通部道路保全課において行う。
- (3) 平成21年10月26日以前に設置された明示板については、道路法第24条を適用し、次回更新日をもって撤去する。

付則

この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。